平成２２年（フ）第５号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府4105番地
債務者　南総都市開発株式会社
代表者代表取締役　石田　弘己
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　敬一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３号
山形県天童市大字長岡2859番地の６
債務者　有限会社読売新聞漆山サービスセンター
代表者代表取締役　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　敏
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後１時40分
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６号
広島市南区西霞町12番17号
債務者　東洋タイル株式会社
代表者代表取締役　新矢　宣夫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９号
岡山県井原市西江原町936番地１　グランエトワールＢ202
債務者　山元　聡子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田千津子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
宮城県岩沼市早股字東砂押64番地
債務者　高橋　重男
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　正之
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
大津市坂本７丁目字九条2520―７、住民票上の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上3522番地３
債務者　イヌイ設備こと　犬井　和美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
福井県あわら市下金屋第８号34番地
債務者　山田　憲一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目14番８号
債務者　安田　哲雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　忠利
4　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３６７１号
名古屋市守山区小幡宮ノ腰10番７号　ライオンズマンション城下７―11号
債務者　原野　克己
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　博晴
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟505号室、前住所堺市堺区翁橋町２丁３番３―1203号
債務者　田中司法書士事務所こと　田中　利一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　基二
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３４６９号
名古屋市昭和区丸屋町４丁目32番地の１　桜山西マンション303号
債務者　鶴田　竜洋
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　秀剛
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
岐阜県中津川市茄子川111番地の94
債務者　伊藤　栄二
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１号
愛知県豊明市新田町広長19番地６　エスポア豊明Ｖ604号
債務者　伊藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部